

郡山市市民カメラマン実施要領

制定 令和5年6月30日

改正 令和6年6月27日

(趣旨)

第1条 この要領は、市民との協働による市の広報活動の活性化を推進するため、郡山市市民カメラマン（以下「市民カメラマン」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 市民カメラマンの任務は次のとおりとする。

- (1) 市の指定する市内のイベントや風景・施設等の写真を撮影すること。
- (2) 活動において撮影した写真は、原則として全て市が指定する方法で広聴広報課へ提出すること。
- (3) 前号の写真とともに、別紙「市民カメラマン活動報告書」を提出すること。
- (4) 活動時には、市が貸与する腕章及び名札を着用し、現地のルールやマナーに従うこと。
- (5) 人物撮影に際しては、肖像権等に十分配慮し、被写体の承諾を得るよう努めること。被写体が未成年の場合は、親権者の承諾を得ること。

(著作権)

第3条 市民カメラマンが市に提出した写真の著作権は市に帰属し、広報こおりやま、市ウェブサイト及び各種 SNS（以下「広報こおりやま等」という。）に掲載できるものとする。

(定員)

第4条 市民カメラマンの人数は2名以内とする。

(任期)

第5条 市民カメラマンの任期は当年度内で定め、再任を妨げない。

(資格)

第6条 市民カメラマンは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住する18歳以上の者（高校生及び本市職員を除く）
- (2) 写真撮影に係る機材等を用意できる者
- (3) 本市の広報活動に理解のある者
- (4) 顔写真、氏名等が広報こおりやま等に掲載されることに同意できる者
- (5) 郡山写真部に所属している又は郡山市観光協会公式 SNS アンバサダーに認定されている者

(撮影機材)

第7条 市民カメラマンは撮影に用いるカメラやその他機材・道具等を自身で用意する。なお、カメラ及びレンズはデジタル一眼レフ又はミラーレス一眼仕様のものを使用することとする。

(報償)

第8条 1回の撮影ごとに報奨金4,500円を支給する。ただし、活動の実績が無い場合は支給しない。

(旅費)

第9条 1回の撮影ごとに郡山市職員等の旅費に関する条例及び郡山市職員等の旅費取扱規則により、支給する。

(補償)

第10条 市民カメラマンが活動中に事故やけが等で被災した場合は、市が加入する傷害保険を適用する。ただし、活動中の機材の故障・紛失等及び他人を負傷させた場合の賠償については、対象外とする。

(解任)

第11条 市民カメラマンが次の各号のいずれかに該当するときは、解任できるものとする。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 辞退を申し出たとき。
- (3) 市民カメラマンとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、市長が解任する必要があると認めたとき。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項及びこの要領に関し生じた疑義については、市と市民カメラマンが双方協議の上決定する。

附 則

- 1 この要領は、令和5(2023)年6月30日から施行する。

附 則

- 2 この要領は、令和6(2024)年6月27日から施行する。